

日刊 發行兼編輯人 川崎文治 本社下町番地(電話六三〇番) 印刷所 常盤毎日印刷所

常盤新聞

定部金貳錢 廣五號十二行 休(日曜大祭) 福島縣石城郡平町長橋町三五
 一ヶ月廿錢 廣五號十二行 刊(祝日ノ翌) 發行所 常盤毎日新聞社 電話六三〇番
 一ヶ月廿錢 廣五號十二行 刊(祝日ノ翌) 發行所 常盤毎日新聞社 電話六三〇番

刊夕日九十月一

常識論壇

智識階級の無氣力

太田秀穂

(三)

例へば彼の豫算の如きも今日は豫算と決算との間には少からず相違あることあるが是は議員が豫算審査には周密なれども決算審査には冷淡なるが故に理事者は豫算決定後は行政権によりて流用増減し當初の意思表示に添はざるが如きを爲し得ればなり、人事發令の如きも兼官囑託委員等の名稱を濫用すること多く官名のみを見ては其人の現任職務を

判断し得ざることあり、既に死したる人を優遇せんが爲めに轉勤辭令を發したるが如き實例も少からず、斯様なことも慣るれば不思議とせざれども官紀を嚴肅ならしむる所以にあらざることを云ふ迄もなし。其他生死の時日を人為的に製造するが今尚ほ行はるゝ所なり以上の如きは惡意より起りたることにあらざれども茲に最初より惡弊を來し易きことは官有財産處分、官應工事請負等に伴ふ取締の不確實なることとなり、更に近時最も忌むべきことは理事者が増税公債募集その他費用増加に伴ふ議案を通過せん

とするに際しては往々議員の手當、報酬を増加するが如き或は旅費その他惠與を施すが如き行爲の少からざることとなり、知事市長等の退職に際しては多額の慰勞金を議決すると共に内部の事實は其うちの大部分が再び議員の手に戻り來るが如きことあることなり蓋し今日選舉と云へば往々買収行爲を伴ふが故に議員は在職中にて其失費を補填せんとする希望旺盛なるにもよるべし (つづく)

平町實費病院

平町郵便局裏(電話五五一番)

小兒科一般、内科、皮膚花柳病科(血液検査)
 外科、婦人科、耳鼻咽喉科
 六〇六號半額診察、無料藥價實費

四丁目 鶴屋商店ノ
 婦人シヨールノ大陳列會ガ有リマス
 子供マント 子供洋服
 子供オーバー 子供帽子
 婦人シヨール 黒色 貳圓ヨリ
 店內ニ種々陳列シテ有リマスカラ是非御覽下サイ

電話百四十番

年末年始の贈答にはアルミニウム食器を

關原商店

十月十日診療開始

内科 院長兼部長 菊地泰助
 副部長 千葉醫學士松野松治
 外科 皮膚泌尿科 部長醫學士野田宏
 顧問醫學博士松永琢磨
 衛生試驗所(理化學的検査) 主任醫學博士菊地泰助
 技師 和田宇市

藥劑師 吉本孝平
 病院主事 賀澤忠治
 産婦人科耳鼻咽喉科は追々開始

平町 城共濟病院 電話六四二番
 診療時間午前九時より午後二時迄
 急患は此限りにあらず

平町南町 看護婦派出的の求めに應ず 電話三〇七番

胃腸 専門 院病村松

内科 専門 腸十二指腸 腸虫病

梅毒 専門 院病村松

淋病 婦人病 包莖 肛門病

電話七〇

第六拾決算報告

貸借対照表

資本金	五〇〇,〇〇〇	拂込未済資本金	五〇〇,〇〇〇
諸積立金	七〇,〇〇〇	諸積立金	八七,〇〇〇
借入金	三〇,〇〇〇	荷爲替手形	一五,〇〇〇
未拂利息	一〇,〇〇〇	他店へ貸	一〇,〇〇〇
未経過引料	五,〇〇〇	奥羽銀行同盟會基本金	一〇,〇〇〇
第二種所得税	一〇,〇〇〇	諸有價証券	一〇,〇〇〇
当期利益	一〇,〇〇〇	營業用土地	一〇,〇〇〇
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	建物什器	一〇,〇〇〇
当期純益金	三,〇〇〇	所有不動産	三,〇〇〇
諸積立金	三,〇〇〇	預ケ金及現金	七,〇〇〇
役員賞與金	一,〇〇〇	合計	一,〇〇〇,〇〇〇
株主配當金(年九分)	六,〇〇〇		
後期繰越金	三,〇〇〇		
右之通りニ候也			
昭和二年一月十五日			
福島縣植田町			
株式會社 磐東銀行			
取締役頭取 江尻 博孝			
專務取締役 金 成 通			
取締役 金 成 欽次			
監査役 安島重三郎			
全 金 成 金三			
全 古川 傳一			
全 山野邊文雄			

福引景品付 一二丁目聯合大賣出し

自昭和二年一月廿三日 至 全 一月廿七日 五日間

舊十二月廿日より

一二丁目聯合大賣出し

商店一同

歳暮年始 御贈答用大賣出し

特價品

- 一 錦紗小紋 金十五圓
- 一 高貴織 金六圓
- 一 節糸織 金五圓五十錢
- 一 銘仙 金五圓五十錢

御婚禮納物一式豊富取揃申候

木綿縞瓦斯縞 見切品反物山積 着尺モスリン 金三圓八十錢 實用絹天足袋 廿五錢 白キヤラコ 廿錢

三井呉服店

平町電話三十八番

關原商店

丁目 (電話五百六十番)

アルミニウム食器を

第六拾決算報告

貸借対照表

資本金	五〇〇,〇〇〇	拂込未済資本金	五〇〇,〇〇〇
諸積立金	七〇,〇〇〇	諸積立金	八七,〇〇〇
借入金	三〇,〇〇〇	荷爲替手形	一五,〇〇〇
未拂利息	一〇,〇〇〇	他店へ貸	一〇,〇〇〇
未経過引料	五,〇〇〇	奥羽銀行同盟會基本金	一〇,〇〇〇
第二種所得税	一〇,〇〇〇	諸有價証券	一〇,〇〇〇
当期利益	一〇,〇〇〇	營業用土地	一〇,〇〇〇
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	建物什器	一〇,〇〇〇
当期純益金	三,〇〇〇	所有不動産	三,〇〇〇
諸積立金	三,〇〇〇	預ケ金及現金	七,〇〇〇
役員賞與金	一,〇〇〇	合計	一,〇〇〇,〇〇〇
株主配當金(年九分)	六,〇〇〇		
後期繰越金	三,〇〇〇		
右之通りニ候也			
昭和二年一月十五日			
福島縣植田町			
株式會社 磐東銀行			
取締役頭取 江尻 博孝			
專務取締役 金 成 通			
取締役 金 成 欽次			
監査役 安島重三郎			
全 金 成 金三			
全 古川 傳一			
全 山野邊文雄			

不景氣を動機に

商界革命の火の手

目覚めた平の商人

新しい商法戦へ

不景氣來は全國的事であるが平町地方は殊に炭礦の黄金時代の後をうけた事とてその深刻さはまた一層なるものがある、わけても各商業家は四苦八苦の中にかつて見ざるなき

経験を なめつゝ好況來をひたすらに待たぐんで居るしかしこの不景氣來が地方商人その他一般人士に意識的にまた無意識にもたらした自覺反省なるものは將來の飛躍に對する基礎をきづくものとしてこれまた見のがす事の出來ぬ一大事實である

第一に 平町地方商

眞最中

に目ざめた新興商人によつて今あげられつゝある、これがため不親切とボリヤの聲は平の商界から今日ではほとんど消え去り店頭裝飾の改裝改善から販賣接客各般の上に面目を一新した

内容が愈よ充實した

一二丁目聯合大賣出し

各方面の好人氣をそゝる

景品はお客本位

昨年白熱的大好評を博した一二丁目の福引付大賣出しが復又舊歲末を目前に來る廿三日より廿七日迄の五日間(舊曆十二月廿日より)良品廉賣の旗印しも明らかに大々的に開始される同町の聯合賣出しは他の追従を許さぬ迄に内容が充實して居る處から一つには平町への吸人策としてその繁榮に資する處多大なものあり

大々的

景品の

内容を聞くに總べてをお客本位と爲して嚴選し七等を廢して未等を六等に繰り上げ一本もカララジなく買上金一圓に對し福引券を一枚宛贈呈するものであつて三萬本を基準となし特等四本は伊勢

參宮券

一等は十本で三方桐葉筒が七本、墨表

卅枚一組が二本、群内座蒲團五枚一組が二本、また二等は卅本あり墨引、最上醬油九升詰、トランク、ランヤ外套、八疊敷ゴサ等々實用品揃へ、同町兩入口は大アーチに依つて飾られ夜は各店頭に千鳥行燈を灯して電光燦として輝く筈である

發展途上の平町

人口三萬を越へるのも

近々今後五ヶ年

最近に於ける平町の發展は目醒ましいもので近く市制の施行さへ申請せんとするの勢ひを示してゐるが明治三十五年以降各十ヶ年毎の發展振りをみるに、

明治三十五年に於て千九百六十八戸人口一萬一千五百九十九名のもが同四十五年には三千百〇九戸一萬七千二百七十七名に大正十年には四千五百戸人口二萬二千五百二十六名に

大正十五年末には四千六百四十二戸二萬五千四百七十八名を算するに至つたが此



家庭欄

光線と眼

光線はその各特性によつてわれわれの眼に及ぼす影響

から福引替場所のつるや旅館近傍は身動きも出來ぬ雑踏と、賑ひを呈する事であらう、因に昨年の福運者として伊勢參宮券を引き當てた人々は左記の如くである、

赤井村磯上アキ、神谷村草野龜松、四倉町江尻勇夫、南町稻島タケ、同熊坂太郎、渡邊村水野喜一、豊間村鈴木喜八

自分の家の

屋根を葺替ふ

石城郡好間村大字北好間宇田代居住炭礦坑夫茨城縣眞壁郡關本町生れ野寺縣治(一)こは舊臘十九日夜同郡内郷村大字綴字榎木下佐藤安平が同村高坂坑長屋に置いた便利瓦二束(代金卅圓)を窃取し自分の家の屋根葺き替へを爲したる事平署青田、菊地兩刑事に探知逮捕され餘罪ある見込みにて取調中

御奉悼法會

性源寺にて

石城郡佛教慈善會にては廿一日午前十時より長橋町性源寺に於て大行天皇尊儀御奉悼法會を謹修すると

中學級増加

千二百名收容

縣立磐城中學校では目下千十五名の生徒を有し生徒の

が異なる波長の長い紫外線波長の短い赤外線、この二つもそれと異つた作用を眼になす紫外線はよく知られてゐるから略すとして、赤外線と言ふのは赤く熱したもののから發する光線ですトープなどの赤く熱した光りのなかには勿論赤外線がふくまれてゐるのであるこ

大瀧問題縣會速記集のため

(四)

井上氏の質問演説續き本人それ自身が斯の如く意思の表示を爲して居るにも拘らず何故に斯の如く之を取扱をしないので居るのか

と云ふことを私は疑ふのであります、畢竟許可人が斯様な書類を出さなければならぬ事情に立到つたと云ふことは要するに虚偽の書類を作製したからである虚偽

の書類に依て許可を受けたからであるのであります、此書類は現に縣廳に存在する筈であると私は考へて居る香坂前知事より川淵知事に向つて必ず此書類は引續がれた筈であると私は信ずる、香坂知事は他く迄も本人願書の如く上流に變更さしてさうして平町の害を除きたいと云ふことに努力せられた跡は歴然としてあるものであります、其當時私は香坂知事に向つて質問したことがある、是は此席ではないが、縣廳に於て私が知事に問うたのである、若し附帯の書類が誠意なくして許可人が提出しなかつた場

合に於ては閣下は如何にするかと云ふことを私は問ふたのである、其時は其時に依て大なる決心をされると申された其決心をされると申された一語より察するに合理的に解決する成案ありしことは明かである、故に行政訴訟の審問期日を延期に次に延期をしたのであると私は考へて居るのである、然るに突然香坂知事は愛媛縣に轉任したることは本件の解決に取つて幸福であるか或は不幸であるかは其當時判断に苦しんだのであるけれども新に赴任せられましたる川淵知事は赴任以前より名聲噴々たるものがあ

つた、快刀亂麻を斷つるの概ある士であると云ふことを聞いて平町民は非常に之を歓迎したのである、快刀亂麻を斷つるの概ある新しき川淵知事を迎へたことは斯様な問題を解決するに一段の有利であると云ふことを考へまして非常に大きな期待したのであつたのであります、是は決して私は媚びたの言辭を弄するものではないのであります、然るに川淵知事は許可人の意思の表示に依り書類に依て解決するの手段を執らずして單に行政裁判所に依て之を解決せんとする行動に出でたと云ふことを私は甚だ遺憾と

する者である、而も其當時郡長たる水野氏仲介して審問期日の迫つて來るや平町が營利會社と妥協するの意思あるか否か、妥協するの意思ならば期日を延期するも若し意思が無いならば延期をしない積りであると云ふやうなことを言はれて居つた、さうして茲に介在致しましたる水野郡長は平町が若し敗訴した場合酷い目に遭ふ、それであるから妥協してはどうかと云ふやうな口吻を洩された、是は果して川淵知事の御意思であるか否か平町が酷い目に遭ふ程の水利権ならば何故之を許可したのであるか